

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2026 年 8 月 10 日

ULS グループ株式会社

2026 年 8 月 10 日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 14 階
ULS グループ株式会社
代表取締役社長 横山 芳成

ULS グループ株式会社（以下「ULS グループ」といいます。）及びピースミール・テクノロジー株式会社（以下「ピースミール・テクノロジー」といいます。）は、2026 年 7 月 29 日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、ULS グループを株式交換完全親会社、ピースミール・テクノロジーを株式交換完全子会社、効力発生日を 2026 年 10 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 に記載のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

株式交換契約の締結

ピースミール・テクノロジーは、ULS グループとの間で、2026 年 7 月 29 日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 株式会社アークウェイとの株式交換契約の締結

ULS グループは、株式会社アークウェイとの間で、2026 年 7 月 29 日に、本株式交換契約を締結しました。当該株式交換契約の内容は、同日付「簡易株式交換による連結子会社 3 社の完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

② ULS コンサルティング株式会社との株式交換契約の締結

ULS グループは、ULS コンサルティング株式会社との間で、2026 年 7 月 29 日に、株式交換契約を締結しました。当該株式交換契約の内容は、同日付「簡易株式交換による連結子会社 3 社の完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

③ ピースミール・テクノロジー株式会社との株式交換契約の締結

ULS グループは、ピースミール・テクノロジー株式会社との間で、2026 年 7 月 29 日に、株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べる事ができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 (株式交換契約書)

株式交換契約書

U L S グループ株式会社 (以下「甲」という。) とピースミール・テクノロジー株式会社 (以下「乙」という。) とは、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本件株式交換」という。) を行うため、次のとおり契約 (以下「本契約」) を締結する。

第 1 条 (本件株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、本件株式交換を行う。

第 2 条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：株式交換完全親会社

(商号) U L S グループ株式会社

(住所) 東京都中央区晴海一丁目 8 番 1 0 号

晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 1 4 階

(2) 乙：株式交換完全子会社

(商号) ピースミール・テクノロジー株式会社

(住所) 東京都中央区晴海一丁目 8 番 1 0 号

晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 1 4 階

第 3 条 (株式交換に際して交付する株式等)

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主 (ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。) に対し、その保有する乙の普通株式の数に 37,342 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 37,342 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条 (甲の資本金及び準備金の額)

本件株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は、増加しないものとする。

第 5 条 (効力発生日)

本件株式交換の効力発生日 (以下「効力発生日」という。) は、2026 年 10 月 1 日とする。ただし、本件株式交換の手続の進行状況に応じて必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができるものとする。

第 6 条 (株主総会決議)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本件株式交換につき、株主総会の承認を得ないものとする。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本件株式交換の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会の決議 (会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされ

る場合を含む。以下同じ。)を得るものとする。

第7条（自己株式の処理等）

乙は、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

第9条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなったとき、又はその他本件株式交換の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、本件株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (2) 第6条第1項但書に該当する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (3) 効力発生日の前日までに、本件株式交換について法令上必要な関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条（準拠法・管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年 7 月 29 日

甲 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 14 階
U L S グループ株式会社
代表取締役社長 横山 芳成 印

乙 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 14 階
ピースミール・テクノロジー株式会社
代表取締役社長 小林 博 印

別紙 2（交換対価についての定め相当性に関する事項）

ULSグループは、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	ULS グループ (株式交換完全親会社)	ピースミール・テクノロジー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当 比率	1	37,342
本株式交換により交付する 株式数	ULS グループ普通株式：1,157,602 株（予定）	

（注 1）株式の割当比率

ピースミール・テクノロジー株式 1 株に対して、ULS グループの普通株式（以下「ULS グループ株式」といいます。）37,342 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において ULS グループが保有するピースミール・テクノロジー株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注 2）本株式交換により交付する ULS グループ株式の数

ULS グループは、本株式交換に際して、本株式交換により ULS グループがピースミール・テクノロジーの発行済株式（ただし、ULS グループが保有するピースミール・テクノロジー株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるピースミール・テクノロジーの株主の皆様（ただし、ULS グループを除きます。）に対し、その保有するピースミール・テクノロジー株式に代えて、その保有するピースミール・テクノロジー株式の数の合計に 37,342 を乗じて得た株数の ULS グループ株式を交付いたします。

また、ULS グループが交付する株式は、ULS グループが保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して ULS グループが新たに株式を発行する予定はありません。

注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ULS グループの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなるピースミール・テクノロジーの株主の皆様については、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ULS グループに対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

（注 4）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の ULS グループ株式の交付を受けることとなるピースミール・テクノロジーの株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する ULS グループ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 算定に関する事項

ULS グループは、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、ULS グループ及びピースミール・テクノロジーから独立した第三者機関である、株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を選定し、ブルータスに対して ULS グループの株式価値の計算及びピースミール・テクノロジーの株式価値の算定を依頼しました。ブルータスは、ピースミール・テクノロジーについては非上場会社で市場株価が存在しないため、また、将来の事業活動の状況を反映するため DCF 法により算定を行いました。これにより算定されたピースミール・テクノロジーの普通株式の 1 株当たりの株式価値は、以下のとおりです。

算定方法	算定結果
DCF 法	21,284,836 円～37,106,837 円

なお、DCF 法による算定にあたって、ピースミール・テクノロジーの大幅な増減益は前提としておりません。

また、ブルータスは、ULS グループが東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法（2026 年 7 月 28 日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日までの 1 カ月、3 カ月、及び 6 カ月における各期間の株価終値の単純平均による算定）を用いて計算いたしました。これにより計算された ULS グループの普通株式の 1 株当たりの株式価値は以下のとおりです。

評価方法	計算結果
市場株価法	524 円～570 円

以上の結果、ULS グループの普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合のピースミール・テクノロジーの株式交換比率を計算したものが、以下のとおりとなります。

評価方法		株式交換比率の評価結果
ULS グループ	ピースミール・テクノロジー	
市場株価法	DCF 法	37,342～70,842

ULS グループ及びピースミール・テクノロジーは、上記の株式交換比率の算定結果を参考に、ULS グループ及びピースミール・テクノロジーの当事者間で協議を行ったうえ、本株式交換に係る割当比率を上記「1 本株式交換に係る割当ての内容」のとおり決定しました。

(2) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

ULS グループ及びピースミール・テクノロジーは、ULS グループが既にピースミール・テクノロジー株式 149 株（2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（180 株）に占める割合にて 82.78%）を保有し、ピースミール・テクノロジーが ULS グループの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書等の取得

ULS グループは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期するため、ULS グループ及びピースミール・テクノロジーから独立した第三者算定機関であるブルータスを選定し、2026 年 7 月 17 日付で、ピースミール・テクノロジーの株式価値算定書を、2026 年 7 月 28 日付で、ULS グループの株式価値・株式交換比率計算書を取得いたしました。

株式価値算定書及び株式価値計算書の概要は上記（１）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、ULS グループは、追加的手続きとして、ブルータスから、本株式交換比率が ULS グループの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を入手しております。本フェアネス・オピニオンは、ブルータスにおける本株式交換比率算定のエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続きを経て発行されております。

② ピースミール・テクノロジーにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

ピースミール・テクノロジーの取締役 3 名のうち ULS グループの取締役を兼ねる高橋敬一氏は、2026 年 7 月 29 日開催のピースミール・テクノロジーの取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加せず、高橋敬一氏を除く 2 名の代表取締役（小林博氏、林直樹氏）において審議の上、その全員一致により決議を行いました。

3. 交換対価として ULS グループ株式を選択した理由

ULS グループ及びピースミール・テクノロジーは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である ULS グループの普通株式を選択しました。ULS グループの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、ピースミール・テクノロジーの株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

4. ULS グループの資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により、ULS グループの資本金及び準備金の額は、増加しません。かかる取扱いは、法令及び ULS グループの資本政策に鑑み、相当であると考えております。

（提供書面）

事業報告

1. 会社の状況に関する重要な事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の金融・通商政策動向やイラン情勢等様々なリスク要因はあるものの、好調な企業業績と良好な雇用環境、賃上げの持続により、2025 年 12 月に日本銀行が 30 年ぶりに政策金利を 0.75%に引き上げるなどデフレからの脱却を果たし、概ね回復基調で推移しました。

このような経営環境のなか、札幌市、東京都等の既存の大規模自治体からの受注増加に加え、受注単価も引き続き上昇傾向となったことから、1 年を通じて業績は堅調に推移しました。また、2025 年 5 月には晴海トリトン 10 階にオフィスを増床し東京本社機能を大幅に拡張することで、今後の飛躍的な事業成長に向け組織体制に加えて設備インフラ面でも大きく事業を前進させることができました。

以上の結果、当事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高	2,059,140 千円（前期比 24.0%増）
営業利益	377,004 千円（前期比 21.5%増）
経常利益	376,784 千円（前期比 22.3%増）
当期純利益	258,026 千円（前期比 24.7%増）

当事業年度において、特筆すべき事項は以下のとおりです。

売上高については、東京都、札幌市、横浜市を中心とする大規模既存顧客からのリピートオーダーを安定的に受注できたほか、受注単価が引き続き上昇傾向を維持することができたことから、前事業年度比 398,067 千円増加（24.0%増）の 2,059,140 千円となりました。

損益については、販売費及び一般管理費が、年度内 2 度のベアを含む大幅な昇給（4 月：4.5%増、10 月：7.6%増）による人件費の増加、増員による採用費の増加や規模拡大に伴う親会社への支払報酬の増加により前事業年度比 49.2%増加の 307,818 千円となったものの、前述の堅調な受注/売上とその受注単価上昇により、営業利益は前事業年度比 66,793 千円増加（21.5%増）の 377,004 千円、経常利益は前事業年度比 68,800 千円増加（22.3%増）の 376,784 千円となりました。また、当期純利益は、前事業年度比 51,096 千円増加（24.7%増）の 258,026 千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資総額は 75,424 千円であります。その主なものは次のとおりであります。

オフィスの増床工事	34,117 千円
デスクチェア等のオフィス備品	33,061 千円
PC 等の OA 機器購入	8,244 千円

③ 資金調達の状況

当事業年度において、当社の親会社である ULS グループ株式会社から運転資金に

充当するため 150,000 千円の短期借入を実施しております。詳細については後記(8) 主要な借入先の状況を参照ください。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 14 期 2023 年 3 月期	第 15 期 2024 年 3 月期	第 16 期 2025 年 3 月期	第 17 期 (当事業年度) 2026 年 3 月期
売上高 (千円)	1,010,474	1,389,929	1,661,072	2,059,140
当期純利益 (千円)	114,197	114,870	206,929	258,026
1 株当たりの当期 純利益 (円)	634,429.47	638,170.33	1,149,610.34	1,433,479.26
総資産 (千円)	975,360	1,325,021	1,576,854	1,844,226
純資産 (千円)	445,129	560,000	766,930	1,024,956
1 株当たりの純資 産額 (円)	2,472,941.93	3,111,112.27	4,260,722.61	5,694,201.86

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は U L S グループ株式会社で、同社は当社の株式 149 株 (議決権比率 82.8%) を直接保有しております。また、同社から運転資金確保のため、後記主要な借入先の状況に記載のとおり、2026 年 3 月 31 日現在総額 150,000 千円の借入を実施しています。

当社は同社との間で、オフィスの賃借及び経理、法務、給与計算、労務、総務、I T 等の管理業務の委託のための契約を締結しております。

また、当社は同社より取締役 1 名、監査役 1 名の派遣を受けております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③企業結合の経過及び成果

該当事項はありません。

④その他の重要な企業結合の状況

重要な技術提携の状況

国立研究開発法人産業技術総合研究所と A I S T 包括フレームワークを利用し

たシステム開発、導入支援サービスおよび保守サービスを顧客に提供することを目的として、A I S T 包括フレームワークに関する使用許諾契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、下記のとおりです。

- ① 札幌市、横浜市、東京都等の既存大規模自治体に対する継続的な提案活動により既存収益基盤の拡充を図ること。
- ② 2022 年度から実施の大規模な人的資本への成長投資（採用、人材育成、処遇向上、執務環境等）を継続し、東京本社を中心に早期に 100 名程度での事業運営ができる経営基盤（主に営業体制、採用体制、マネジメント体制、品質管理体制）を構築すること。

(5) 主要な事業内容（2026 年 3 月 31 日現在）

公共機関又は企業向け情報システムに関するコンサルティング、受託開発、保守、教育サービス

(6) 主要な営業所及び工場（2026 年 3 月 31 日現在）

本 店 (東京本社)	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号晴海アイランドトリトン スクエアオフィスタワー X 棟 14 階
札幌本社	北海道札幌市中央区北二条西三丁目 1 番 16 号太陽生命ひま わり札幌ビル 7 階

(7) 使用人の状況（2026 年 3 月 31 日現在）

使用人数	前事業年度末比増 減	平均年齢	平均勤続年数
71 名	14 名	45.5 歳	4.08 年

(8) 主要な借入先の状況（2026 年 3 月 31 日現在）

親会社である U L S グループ株式会社と締結した金銭消費貸借契約書に基づき、同社から以下の借入を行っております。

1. 2011 年 4 月 1 日付け金銭消費貸借契約、2014 年 3 月 31 日付け変更覚書、2015 年 3 月 31 日付け変更覚書、2016 年 3 月 31 日付け変更覚書、2017 年 3 月 31 日付け変更覚書、2018 年 3 月 31 日付け変更覚書、2019 年 3 月 31 日付け変更覚書、2020 年 3 月 31 日付け変更覚書、2021 年 3 月 31 日付け変更覚書、2022 年 3 月 31 日付け変更覚書、2023 年 3 月 31 日付け変更覚書、2024 年 3 月 31 日付け変更覚書、2025 年 3 月 31 日付け変更覚書及び 2026 年 3 月 31 日付け変更覚書
 - (1) 金額：50,000 千円
 - (2) 期間：2011 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
 - (3) 返済期日：2027 年 3 月 31 日
 - (4) 担保の有無：無し
 - (5) 利率：年利 2%
2. 2011 年 6 月 10 日付け金銭消費貸借契約、2014 年 3 月 31 日付け変更覚書、2015 年 3 月 31 日付け変更覚書、2016 年 3 月 31 日付け変更覚書、2017 年 3 月 31 日付け変更覚書、2018 年 3 月 31 日付け変更覚書、2019 年 3 月 31 日付け変更覚書、2020 年 3 月 31 日付け変更覚書、2021 年 3 月 31 日付け変更覚書、2022 年 3

月 31 日付け変更覚書、2023 年 3 月 31 日付け変更覚書、2024 年 3 月 31 日付け
変更覚書、2025 年 3 月 31 日付け変更覚書及び 2026 年 3 月 31 日付け変更覚書

(1) 金額：100,000 千円

(2) 期間：2011 年 6 月 10 日～2027 年 3 月 31 日

(3) 返済期日：2027 年 3 月 31 日

(4) 担保の有無：無し

(5) 利率：年利 2%

なお、以上の契約に基づく当事業年度末の借入残高は、150,000 千円であります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社の U L S グループ株式会社の定める法令遵守（コンプライアンス）体制に関する憲章及び関連諸規程に従い、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,715,708	流 動 負 債	819,270
現金及び預金	50,812	未払金	391,992
売掛金	1,661,800	未払費用	73,018
前払費用	3,096	短期借入金	150,000
		賞与引当金	85,513
		未払法人税等	80,691
		その他	38,055
固 定 資 産	128,518	負 債 合 計	819,270
有形固定資産	67,080	純 資 産 の 部	
建物附属設備	38,897	株 主 資 本	1,024,956
工具、器具及び備品	72,067	資本金	4,550
減価償却累計額	△43,884	資本剰余金	4,450
投資その他の資産	61,437	資本準備金	4,450
敷金	4,681	利益剰余金	1,015,956
繰延税金資産	56,756	その他利益剰余金	1,015,956
		繰越利益剰余金	1,015,956
		純 資 産 合 計	1,024,956
資 産 合 計	1,844,226	負債・純資産合計	1,844,226

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,059,140
売 上 原 価		1,374,317
売 上 総 利 益		684,822
販売費及び一般管理費		307,818
営 業 利 益		377,004
営 業 外 収 益		
受取利息	988	
その他	1,791	2,780
営 業 外 費 用		
支払利息	3,000	3,000
その他	0	
経 常 利 益		376,784
税引前当期純利益		376,784
法人税，住民税及び事業税	132,697	
法人税等調整額	△13,938	118,758
当 期 純 利 益		258,026

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余 金			
2025 年 4 月 1 日 当期首残高	4, 550	4, 450	4, 450	757, 930	757, 930	766, 930	766, 930
事業年度中の変動額							
当期純利益				258, 026	258, 026	258, 026	258, 026
事業年度中の変動額 合計	－	－	－	258, 026	258, 026	258, 026	258, 026
2026 年 3 月 31 日 当期末残高	4, 550	4, 450	4, 450	1, 015, 956	1, 015, 956	1, 024, 956	1, 024, 956

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、当事業年度末においては、対象となる案件がなかったため、仕掛品は計上しておりません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）、その他の無形固定資産については法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

営業債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計算した額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し計算した回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、貸倒懸念債権等に該当する営業債権等はなく、また、一般営業債権等に適用される貸倒実績率がゼロであるため、貸倒引当金は計上しておりません。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③品質保証引当金

契約不適合担保期間において、契約に従い顧客に対して無償で役務提供を実施する場合があります。このような売上計上後の追加原価に備えるため、個別プロジェクト毎に追加原価の発生可能性を勘案し計算した見積額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、対象となる案件がなかったため、品質保証引当金は計上しておりません。

④受注損失引当金

受注したプロジェクトの損失に備えるため、手持ち受注プロジェクトのうち当事業年度末で将来の特定の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるプロジェクトについて、次期以降に発生が見込まれる損失を計上しております。

なお、当事業年度末においては、対象となる案件がなかったため、受注損失引当金は計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針

当社及び連結子会社の、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コンサルティング事業

主に顧客企業の競争優位性を支える戦略的IT投資領域におけるコンサルテーション及び受託開発を提供しており、これらを「コンサルティング事業」と定義しております。

履行義務を充足する通常の時点は、コンサルティング事業におけるサービスは、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるものであることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引価格の算定は顧客との契約に明示された対価を基礎としており、考慮すべき重要な変動対価、金融要素、現金以外の対価などは存在しません。また、顧客との契約における履行義務は、概ね1契約1履行義務となっております。

当該サービスは、顧客との契約（プロジェクト）にアサインされたコンサルタントの稼働により履行義務が充足されるという性質より、その発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる判断いたしました。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	180	-	-	180

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

6. その他の注記

該当事項はありません。

監 査 報 告

私は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 17 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 5 月 13 日

ピースミール・テクノロジー株式会社

監査役： 犬伏 靖 ㊞